

令和2年4月号

地域包括支援センターだより



春の訪れを感じる季節となりました。皆様、いかがお過ごしでしょうか。
今月は、「地域包括支援センター、ケアマネジャーの業務」についてお伝えします。

地域包括支援センターとは？

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんが住みなれた地域で安心して生活できるように、総合的な支援を行う機関です。

センターの職員がそれぞれの専門的な業務を行いながら、認知症地域支援推進員・生活支援コーディネーターなどの役割も果たし、地域で支える取り組みを行っています。



保健師等



主任介護支援専門員



社会福祉士



介護支援専門員等

～地域包括支援センターの業務内容～

介護や健康のこと

要介護認定において「要支援1・2」と判定された方のケアプラン作成や「生活機能の低下」がみられた方を介護予防・日常生活支援総合事業等の利用につなぎます。



相談業務

高齢者の皆さんやその家族から相談をお受けし、必要な制度の紹介や関係機関と連携して支援します。



地域包括ケアシステムの構築

「誰もが住み慣れた家や地域で、安心して暮らし続けることができる仕組み」を構築するため、民生・児童委員等の地域の皆さんや地域づくりセンター、医療機関、介護保険事業所等と地域ケア会議の開催等を行っています。



権利を守ること

成年後見制度などを紹介したり、虐待に対するの対応を行い、高齢者が安心して暮らせるように、様々な権利を守ります。

◎介護支援専門員について裏面で紹介します。

介護支援専門員（ケアマネジャー）とは・・・



どんなことをするの？

介護認定（要介護1～5）をされた人からの相談に応じ、本人・家族などの希望や心身の状態から、自立支援に向けた適切なサービスが利用できるようケアプラン（介護サービス計画）を作成し、介護サービス事業者や行政などと連絡調整したり、手配をする職種です。

※ 事業対象者、要支援1・2の一部の方のケアプランを地域包括支援センターから委託を受けて作成する場合があります。



どうやって選んだらいいの？

ケアマネジャーは、居宅介護支援事業所に配置されています。選ぶ時には、次のポイントが大切です。（契約した後も振り返ってみましょう）

- 1 利用者や家族の意思を尊重してくれるか？
- 2 サービスの内容や利用の仕方などをわかりやすく説明してくれるか？
- 3 介護保険制度やサービス事業所についての知識や情報を十分に持っているか？
- 4 サービスについての相談や苦情に親身になって対応してくれるか？

認知症思いやり相談

認知症かも？とお悩みのご本人、ご家族に対し「認知症専門医」による相談会の開催を予定しています。

5月21日（木）（予定）

午前9：00～12：00（要予約）

※予約は相談日の2週間前までにお願いします。

市役所本庁舎北別棟1階 相談室



【お問合せ先】松本市高齢福祉課 介護予防担当（電話 34-3237）
または、お近くの地域包括支援センターまでお気軽にどうぞ

